

今後の緊急時モニタリング実施要領策定における測定の考え方について

1 空間線量率の測定

測定方法については、固定型モニタリングポスト、可搬型モニタリングポストによる連続測定を基本とし、その補完手段としてモニタリング車、サーベイメータによる測定を行う。

防護対策を実施する区割りは原則として小学校区ごととし、避難等の防護対策を実施する区割りごとに1箇所空間線量を測定することとする。

(滋賀県版UPZ内の小学校区は長浜市13、高島市14(マキノ北小在原分校を除く))

ただし、都市部、山間部の地域性を考慮して区割り調整を行う。

今後導入する可搬型モニタリングポスト(または伝送機能付き電子線量率計)は、固定ポストがない小学校区を中心に災害時に設置する。

測定地点については、あらかじめ空間線量を測定する地点を定め実施要領に示す。(別紙のとおり)

2 飲料水等の放射能測定について

飲料水

- ・飲料水等の放射能調査は、空間線量率が $0.5\mu\text{Sv/h}$ を超える地域で行う。
- ・飲料水は(小学校区ごとに1箇所とせず)すべての浄水場等にて1日1回を原則とし、浄水処理後の水について調査を行う。

取水口における調査は、環境中への放射能の移行を確認するために行う。

農畜産物

- ・緊急時の農産物等の採取場所は小学校区ごとに行う。

初期・・・葉菜(露地もの)、牛乳

中長期・・・代表的な農産物(小学校区ごとに1種類とは限らない。)

水産物

- ・陸上養殖・・・小学校区ごと
- ・河川・・・漁業権漁場ごと
- ・琵琶湖・・・影響が出やすい複数の水域ごと(市ごと)

琵琶湖水

- ・琵琶湖水については中長期的視点で調査する。その位置づけで初期からサンプリングすることも検討する。



